

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和7年10月17日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 井 上 薫

〔定期監査〕

令和7年3月27日告示分

監査対象：生活支援課

指摘事項	措置状況等
①医療扶助のうち移送費および訪問看護交通費において、9件の支払遅延が見受けられたので、扶助費をはじめ支払事務を適正に執行されたい。	①適正に支払事務を行うため、扶助費管理リストを作成しました。担当ケースワーカーだけでなく、複数人によるチェック体制を構築するなどして改善しました。

〔財政援助団体等監査〕

令和7年3月27日告示分

・公の施設の指定管理者

監査対象：障害福祉課（特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会）

指摘事項	措置状況等
①使用料等が毎月収納されなかったのは、障害福祉課の調定や納付書発行事務の遅れが原因であった。今後、このようなことが発生しないよう計画的かつ効率的に事務を執行されたい。	①障害者福祉センターから報告された業務内容および光熱水費を確認後、速やかに障害福祉課にて収入調定書および納付書を作成するよう改善しました。また、納付期限につきましては、報告月の月末を設定しており、支払い遅延が発生しないよう適切に指導しました。
②センターの各事業にかかる変化の兆しや協定書、業務仕様書等の各規定に外れるような事案があれば、指定管理者から	②業務仕様書で定めている事項について、現状に即していないものは、実情を確認し、協議を行ったうえで、令和7年

事情をよく聞き、利用者の意見も聞いて、仕様等の変更も視野に、十分協議のうえ適切に指導されたい。 ③サービス提供体制について適正に指導されたい。人員確保が困難である場合、当面の代替体制について指定管理者と協議のうえ、センター事業に支障が生じないよう調整されたい。なお、IT 機器等も活用し、今後のサービス提供体制を検討されたい。 ④業務仕様書に規定する教養文化講座の開催回数は、何らかのトラブルが発生して開催できない可能性もあるので、下限値を設けるなど規定内容を検討し、適切に指導されたい。 ⑤業務日誌を作成して保管するよう指導されたい。なお、サービス毎に記録があるが、業務日誌に代えられるのか、また、業務日誌に必要な項目、要素は何か、検討のうえ指導されたい。 ⑥草津市行政財産使用料徴収条例において、行政財産使用料は使用前に納付されなければならない、行政財産の使用後に使用料が納付された原因は、行政財産使用許可手続きや使用料の納付書の発送が遅れたことや納期の設定に問題があった。年度当初からの行政財産の使用にかかる手続きについて、関係部署と協議のうえ、適正に執行されたい。また、支払先を明確にし、仕様書に明示されたい。	度に仕様書を見直しました。 ③サービス提供体制について指導しました。また、人員確保が困難なものについては、指定管理者と協議を行い、筆談ボードを活用する等、代替方法によってサービス提供体制の確保を図りました。 ④教養文化講座およびパソコン教室の講座回数について、令和7年度に仕様書を見直し、年間の実施回数の設定および「程度」の文言を追加することで、やむを得ず開催できなかった場合にも対応できるようにしました。 ⑤業務仕様書で定める「施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌」を「設備管理対応シート」とし、設備等の不具合が発生した際は記録し保管するよう指導しました。また、障害者福祉センターと協議し、「設備管理対応シート」の様式を作成しました。 ⑥行政財産使用料の所管課である総務課に、年度当初からの行政財産使用料の徴収時期を確認したところ、年度当初に速やかに徴収するということであつたため、適切な納期の設定に改め、年度当初に障害者福祉センターに納付書を渡しました。また、令和7年度に仕様書を見直し、使用料の支払先を明記しました。
--	---

監査対象：交通政策課（大五産業株式会社）

指摘事項	措置状況等
------	-------

①事業報告書をはじめ提出書類は、記載内容を確実に確認し、その後の手続きを迅速に進められたい。 ②定期的に防災訓練等を実施されるよう指導されたい。また、協定書や仕様書に規定した事項は履行の確認を確実にされたい。	①事業報告書をはじめ各種提出書類は、記載内容を確実に確認し、その後の手続きを迅速に進めました。また、複数人での提出書類の確認を徹底する等、課内でのチェック体制の強化を図りました。 ②定期的に防災訓練等を実施するよう指導し、令和7年9月末までに防災訓練等の実施計画を提出するとともに、実施計画に基づき防災訓練等を速やかに実施するよう求めました。また、協定書や仕様書に規定した事項は履行の確認を確実にを行い、不履行があった際は、迅速に履行するよう指導しました。
--	--